

事業名	不法投棄防止対策事業費		
細事業名	廃棄物対策連絡協議会負担金	財務コード	466406
担当部課室	森林環境 部 環境整備 課 廃棄物不法投棄対策 担当 (内線)		6081

事業の概要

実施期間	始期 H3 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(廃棄物対策連絡協議会)		
事業の目的	だれ(何)を対象に 廃棄物対策連絡協議会(4林務環境事務所に設置、県、市町村、関係団体で構成)	その対象をどのような状態にして 各林務環境事務所に廃棄物監視員を配置して、廃棄物の不法投棄、不適正処理等のパトロールを実施し、廃棄物の適正処理に関する普及・啓発を行っている	結果、何に結びつけるのか 生活環境の保全及び公衆衛生の向上
	事業の内容 主にH26年度 平成3年度に、県内8保健所ごとに県、市町村及び関係団体で構成する廃棄物対策連絡協議会(以下「協議会」をいう。)を設置、平成13年度の県組織再編に伴い、保健所から各林務環境部へ移行し、平成18年度の林務環境部の統合を経て、現在、各林務環境事務所に事務局を置く、中北、峡東、峡南、富士・東部の4協議会が活動している。 廃棄物の適正処理の普及、啓発等を図ることによる生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること(市町村等と連携した廃棄物の監視指導體制の強化)を目的としており、県と市町村とで、1/2ずつ経費を負担している。 ・負担金の対象:協議会 ・負担金の割合:市町村、県で1/2ずつ負担(法令外負担金) ・事業の内容: 廃棄物の適正処理に関する普及・啓発 廃棄物監視員の配置 不法投棄防止等のパトロールの実施 廃棄物業務担当職員等の技術研修 不法投棄物の撤去 等		
根拠法令等	山梨県廃棄物監視員設置要領、各廃棄物対策連絡協議会会則、各廃棄物対策協議会負担金徴収規程		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	25年度	26年度		27年度	28年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	総会の開催	4回	4回	4回	4回	4回	活動指標 目標設定の考え方 各協議会が、実施している基本的な事業について、過去3年の実績を基に算出した。 データの出典等 実績報告書
	研修会の開催	4回	4回	4回	4回	4回	
	監視員の配置(4協議会分)	7人	7人	7人	7人	7人	
活動指標達成率(実績値/目標値)			%				
成果指標	監視パトロール 不法投棄発見箇所数	587	646	724	646	646	成果指標 目標設定の考え方 過去5年間(H21~H25)の発見箇所数の平均とした。 データの出典等 不法投棄監視パトロール実施状況
	成果指標達成率(実績値/目標値)			112.1 %			
	決算額又は予算額(千円) うち一財額	11,036 11,069		11,183 11,183	11,154 11,154	11,211 11,211	
所要時間(直接分)	4 時間		4 時間	4 時間	4 時間	4 時間	県及び市町村が一体となって廃棄物の不法投棄等の広域的な監視指導に当たっており、関係機関を含めた情報共有体制の構築や研修等による職員の廃棄物不法投棄対策にかかる対応力の向上が図られている
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	
所要時間計	4 時間		4 時間	4 時間	4 時間	4 時間	
人件費コスト単位:千円(@2,048円×所要時間)	8		8	8	8	8	

これまでの事業の見直し・改善状況

平成3年度に、県内8保健所ごとに県、市町村及び関係団体で構成する廃棄物対策連絡協議会を設置。以来、平成13年度の県組織再編に伴う、保健所から各林務環境部への移行、平成18年度の林務環境部の統合を経て、現在、各林務環境事務所に事務局を置く、中北、峡東、峡南、富士・東部の4協議会が活動している。
--

活動量と成果の判断(平成26年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定 H26年度 活動指標 の達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること 廃棄物監視員の配置による不法投棄防止等のパトロールの実施、廃棄物の適正処理に関する普及・啓発、廃棄物業務担当職員等の研修、不法投棄物の撤去それぞれにおいて、県と市町村の連携のもと当初の予定どおりの活動を行っている。
	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H26年度 成果指標 の達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること 監視パトロールを熱心に行えば行うほど、発見される不法投棄量は増えることとなるため、成果指標の増加がそのまま、本県の不法投棄にかかる傾向を図る指標とはなり得ない。しかしながら、毎年度、一定数の不法投棄箇所が発見されており、増減はあれど、不法投棄が根絶しているわけではないことから、引き続き不法投棄防止対策に取り組んでいく必要がある。 近年の傾向を見れば、不法投棄の発見箇所数は概ね、500～700箇所程度であり、一定の成果をあげていると言える。 また、検討委員会や研修の実施による市町村との連携も図られており、職員の対応力の向上にも期待出来る状況にある。
b	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成28年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目
有	事業自体は、市町村や関係団体との連携によって、継続して実施することとし、法令外負担金についても、従来の枠組みで実施していく。 不法投棄監視パトロール実施状況については、各協議会における報告内容について、統一的な見解が提示されてから、一定の期間を経過しているため、再度、その基準等を整理し、より精度の高い内容とする。	1

・「以外の判断項目」の欄
a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託
i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: 7Qの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成28年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等 「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
改善済み	各協議会における報告内容(廃棄物統計、測量)については、平成27年度中に統一的なマニュアルを作成し改善した。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること
・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること